

韓国・台湾のハンセン病元患者の速やかな補償を求める意見書

日本の旧植民地統治下の韓国と台湾のハンセン病療養所に強制収容された入所者計142人が「ハンセン病補償法」（以下「補償法」という。）に基づく補償を求めた訴訟で、東京地裁は10月25日、二つの異なる判決を下した。

台湾訴訟の判決では、「患者が長年の間、偏見や差別と隔離政策の中で、多大な苦難を強いられてきたことを真摯に受け止め」、「補償法は、広く網羅的にハンセン病の救護・療養施設に入所していた者を救済しようとする特別な立法」であり、入所者を補償の対象から除外することは、「平等取り扱いの原則」に反するとして、日本政府に対し処分の取り消しを命じた。

一方、韓国訴訟の判決では、「外地療養所の入所者に関しても、補償を行うべきであるという考え方は十分に成り立ち得る」としながらも、厚労省告示にない以上は補償対象とはならないとし、請求を棄却した。

2001年に成立、施行された補償法は、ハンセン病患者の隔離政策の人権侵害を認め、国に賠償を命じた熊本地裁判決の確定を受けて、患者、元患者を幅広く救済するために、国立療養所等に収容された者なら時期、国籍を問わず救済対象とした。また、厚労省が設けた第三者機関「ハンセン病問題に関する検証会議」の最終報告書（2005年3月）は、韓国のハンセン病患者について、日本国内の患者が受けたと同様の人権侵害だけでなく、植民地民族への差別による二重の人権侵害があったと述べ、痛切な反省と今後への教訓を強調している。

よって、国会及び政府においては、以上の趣旨を踏まえ、下記事項に早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 韓国、台湾のハンセン病療養所入所者を補償法の対象とすること。
- 2 台湾訴訟について、国は控訴を取り下げ、早期に和解交渉に入ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)12月13日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

(提出者) 全議員